

# 町勢要覧 資料編

稲むらの火と笑顔のある

いきいきとしたまち 広川

令和2年8月

和歌山県広川町役場



## 町章

広川町の頭文字『ひ』を図案化。

円形は町民の和を意味し、明るく豊かで住みよい広川町を表現。両翼は円型の部分、つまり町民の和に支えられながら、あすに向かって果てしなく躍進し続けることを表象したものである。（昭和45年9月26日制定）



## 広川町民憲章

濱口梧陵翁を生んだ私たちの広川町に誇りを持ち 住みよい町づくりをめざし ここに町民憲章を定め 心を合わせてその実践に努めます

(平成7年10月1日制定)

- 「美」 自然を活かし 美しい町をつくります
- 「学」 歴史や伝統に学び 文化の香り高い町をつくります
- 「愛」 心のふれあいを大切にし 人情味豊かな町をつくります
- 「健」 心身ともに健やかに 元気な町をつくります
- 「勤」 勤労に励み 伸びゆく町をつくります

## 〔 も く じ 〕

第1章	土地及び気象	3
第2章	人 口	5
第3章	事 業 所	10
第4章	農 林 漁 業	12
第5章	商 工 業	20
第6章	建 設・運 輸	21
第7章	福 祉	22
第8章	保 健・衛 生	24
第9章	教 育・文化財	28
第10章	上 下 水 道	31
第11章	警 察・消 防	32
第12章	行財政及び選挙	33
年 表		42
町民の暮らし		46

## I. 町名指定

昭和30年3月31日（木）官報第8472号 総理府告示第1041号  
町村の廃置分合

地方自治法第7条第1項の規定により、和歌山県有田郡広町、南広村及び津木村を廃し、その区域をもって広川町を置く旨和歌山県知事から届出があった。

上の廃置分合は昭和30年4月1日からその効力を生ずるものとする。

## II. 姉妹町

※長崎県南松浦郡旧奈良尾町 旧奈良尾町長 本村格二  
議案第89号

姉妹町の交歓について

本町と和歌山県有田郡広川町は今後姉妹町として交歓するものとする。

昭和38年12月16日 提出

※和歌山県有田郡広川町 広川町長 平井正三郎  
議案第96号

姉妹町調印の件

広川町と長崎県南松浦郡旧奈良尾町との間において、町相互の情報文化の交流、以って友好維持のため、姉妹町として双方調印する事につき、議会の承認を求む。

昭和38年12月16日 提出

## III. 交通安全宣言町

(昭和39年6月1日宣言)

## IV. 暴力追放町宣言

(昭和53年10月31日決議)

## V. 町の木・花

木・・・アラカシ (昭和59年9月15日指定)

花・・・ササユリ (昭和59年9月15日指定)

## VI. 町民憲章制定

(平成7年10月1日制定)

## VII. 非核・平和の町宣言

(平成22年9月14日宣言)

## VIII. 日本遺産認定

「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～

(平成30年5月24日認定)